公益社団法人 日本獣医学会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙1のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙2を御参照ください。

〇農林水産省告示第千六百三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号) 第二条第三項の規定に

基づき、 昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する

部を次のように改正する。

令和四年十月十七日

法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件)

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

高級炭化水素類、 サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セル リウム、クロストリジウム サリバリウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらの 目的で使用されるものをいう。)、 フェノール類、 ラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシ ラボフォスフォリポール、ムラミダーゼ、 アグランス、バチルス サブチルス、バチルス トン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、 ンナトリウム、着香料(エステル類、 ラクターゼ、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス. イドバクテリウム(シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フ ニテアーゼ、 ·ウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカス 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、 ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複 フェカーリス、 ビコザマイシン、 バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム ナラシン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス 脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、 クエン酸モランテル、β-グルカナーゼ、グルコン酸ナト 安息香酸、アンプロリウム・エトパベート、 芳香族アルコール類、 エンテロコッカス テルペン系炭化水素類、 ビフィドバクテリウム サーモフィラム、ビフ ブチリカム、サッカリンナトリウム、 中性プロテアーゼ、ナイカルバ フェシウム、 芳香族アルデヒド類及びラク エーテル類、ケトン類、 モネンシンナトリウム、 フェノールエーテル類 セレウス、バチル エンラマイシン ルカリ性プ 着香の 脂肪族 脂肪

改

正

リス、エンテロコッカス、フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カル トパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカス ロテアーゼ、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エ されるものをいう。)、中性プロテアーゼ、 ロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウ シンナトリウム、 ロストリジウム エン酸モランテル、βーグルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、ク シウム、キシラナーゼ、 リウム(シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォス ウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ビコザマ シン、二ギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルス 族高級アルコール類、 イシン、ビフィドバクテリウム サーモフィラム、ビフィドバクテ ム、着香料 フォリポール、ムラミダーゼ、 ス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいずれかを バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディ 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、 ラクトバチルス・アシドフィルス、ラクトバチルス 芳香族アルコール類、 テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、 種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用 (エステル類、 酸性プロテアーゼ、 ブチリカム、サッカリンナトリウム、サリノマイ 脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水 キシラナーゼ・ 芳香族アルデヒド類及びラクトン類のう 改 エーテル類、 モネンシンナトリウム、ラクターゼ 正 セルラーゼ、セルラーゼ・プ 前 ケトン類、 ペクチナーゼ複合酵素、 ナイカルバジン、ナラ 脂肪酸類、脂肪 コアグランス フェノール サリバリウ

いずれかを有効成分として含有する製剤

附

則

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等について (概要)

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年 法律第35号。以下「法」という。)第2条第3項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件(昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。)において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて(同条第2項)飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。)において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、省令及び告示の一部を改正することとする。

安息香酸について、新規飼料添加物として告示に指定する。 飼料添加物として、省令に以下を規定する。

- ・別表第1の1の(1)に、安息香酸の飼料中の含有量は0.5%以下でなければならない
- ・別表第1の1の(2)に、体重がおおむね 70kg 以内の豚を対象とする飼料以外 に用いてはならない
- ・別表第2の8に、製造の方法等の基準及び成分の規格

3 施行期日

公布の日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法*1第3条第1項に基づき、省令*2において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、安息香酸を飼料添加物として新規指定し、規格・基準を定めるため、 省令・告示の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

告示において、飼料添加物として指定しました。また、省令において、 飼料添加物の規格・基準(含量や不純物等の規定等)を設定しました。

本剤に関する告示及び省令の改正は、令和4年10月17日に施行されます。

- ※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)
 - 2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)

担当: 畜水産安全管理課

飼料安全基準班 飼料添加物担当

TEL: 03-3502-8111 (内線: 4546)